

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な支援策まとめ ~暮らしと雇用を守る支援策~

北九州市議会議員
議会運営委員長

田仲 つねお



田仲つねお事務所
〒807-0831 北九州市八幡西区則松6丁目7-11
TEL 093-602-8417 FAX 093-692-9821
URL <http://tanaka-tsuneo.net/>
E-mail hanamax@tanaka-tsuneo.net

給付 (もらえる)	事業主の指示により休業した中小企業の労働者の方へ	→ 全国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の8割(日額上限1,000円)を、休業実績に応じて支給	→	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15
	子育て世帯で家計が大変	→ 全国	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の受給者に対し、児童1人当たり1万円を給付	→	「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口 TEL 093-582-3121 9:00~17:00(平日のみ)
	ひとり親世帯で家計が大変	→ 全国	ひとり親世帯臨時特別給付金	①基本給付:児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ②追加給付:家計が急変し、収入が大きく減少している方への給付 1世帯5万円	→	「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口 TEL 093-582-3121 9:00~17:00(平日のみ)
	離職、休業等で住居を失った、失うおそれがある	→ 全国	住居確保給付金	家主に対し、家賃実費支給(一定の基準額あり) 支給期間:原則3カ月(最長9カ月)	→	各区役所保健福祉課 8:30~17:15(平日のみ)
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	→ 全国	高等教育修学支援新制度	対象:住民税非課税世帯・準する世帯の学生 内容:授業料・入学金の免除/減額+給付型奨学金の支給	→	日本学生支援機構 奨学金相談センター TEL 0570-666-301 9:00~20:00(土日祝日、年末年始を除く)
	アルバイト収入が大幅に減少し修学の継続が困難	→ 全国	学生支援緊急給付金	対象:家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等 給付額:住民税非課税世帯の学生 20万円 左記以外の学生 10万円	→	在学する学校または文部科学省 専門高校生 TEL 03-5253-4111(代表) 大学・短期大学生等 kyuhugata-shien@mext.go.jp
	療養のため仕事を休み、給与等がもらえない	→ 全国	傷病手当金の支給	対象:給与等の支払いを受けている国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染又は感染が疑われることにより仕事を休み、給与等の支払いが受けられない場合 1日当たりの支給額=(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷労務に就した日数×(2/3))×支給対象となる日数	→	各区役所国保年金課 8:30~17:00(平日のみ) 8:30~19:00(木曜日のみ) 門司/093-331-1832 小倉北/093-582-3400 小倉南/093-951-4119 若松/093-761-5951 八幡東/093-671-2859 八幡西/093-642-1332 戸畑/093-881-2391
	収入が減って家計の維持が難しい、市営住宅を借りたい	→ 全国	個人向け緊急小口資金	貸付上限:20万円以内 ※申請期限:12月末 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	→	市社会福祉協議会 TEL 093-882-4405 9:00~16:30(平日のみ) 各区役所内社会福祉協議会
	ひとり親世帯で修学資金や生活資金を借りたい	→ 全国	個人向け総合支援資金	貸付上限:単身世帯は月15万円以内、2人以上の世帯は月20万円以内 ※申請期限:12月末 貸付期間:原則3カ月以内、据置期間:1年以内、償還期間:10年以内	→	市社会福祉協議会 TEL 093-882-4405 9:00~16:30(平日のみ) 各区役所内社会福祉協議会
	収入が減って市営住宅の家賃が支払えない一時的に市営住宅等に入りたい	→ 市	母子父子寡婦福祉資金貸付金	申請により、無利子又は低利子で利用できる(全12種類) ①据置期間:6か月~12か月 ②償還期間:3~20年以内 【市営住宅家賃の減免・徴収猶予】 減免額:家賃の「4分の1」から「4分の3」までの範囲で収入に応じて決定。 (Aランク家賃の方のみが対象) 徴収猶予期間:入居者の状況に応じて決定 【市営住宅等の提供】 要件:解雇などにより住居を失った方、期間:原則1年 家賃:市営住宅 当該住宅の最低家賃(1万円~2.5万円程度)等	→	各区子ども・家庭相談コーナー 各市区市営住宅・市公社住宅相談コーナー 8:30~17:00(平日のみ)/8:30~19:00(木曜日のみ) 門司/093-331-1881(内線671) 小倉北/093-582-3488(直通) 小倉南/093-951-4111(内線671) 若松/093-761-5321(内線671) 八幡東/093-671-0801(内線671) 八幡西/093-642-1441(内線671) 戸畑/093-871-1501(内線671)
税金が支払えない	→ 全国	市営住宅家賃の減免・徴収猶予及び市営住宅等の提供	申請により、一定の要件に該当する場合に市税(全税目)の納付を1年間猶予(無担保、延滞金なし) ※国税、県税にも同様の制度があります。	→	財政局東部市税事務所納税課(門司区・小倉北区・小倉南区)093-582-3375 財政局西部市税事務所納税課(若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区)093-642-1469 8:30~17:00(平日のみ)/8:30~19:00(木曜日のみ) ※国税は管轄の税務署、県税は管轄の県税事務所にお問い合わせください。	
国民健康保険料が支払えない	→ 全国	徴収猶予の特例	徴収猶予:申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予 減免:主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方⇒全額免除 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方⇒一部を減額	→	各区役所国保年金課 8:30~17:00(平日のみ) 門司/093-331-1832 小倉北/093-582-3404 小倉南/093-951-4118 若松/093-761-5951 八幡東/093-671-2859 八幡西/093-642-1331 戸畑/093-881-2391	
国民年金保険料が支払えない	→ 全国	国民健康保険料の徴収猶予・減免	免除猶予:令和元年度分(令和2年2月~令和2年6月) 令和2年度分(令和2年7月~令和3年6月) 学生納付特例:令和元年度分(令和2年2月~令和2年3月) 令和2年度分(令和2年4月~令和3年3月)	→	各区役所国保年金課 8:30~17:00(平日のみ) 門司/093-331-0522 小倉北/093-582-3404 小倉南/093-951-4117 若松/093-761-2961 八幡東/093-671-0802 八幡西/093-642-1330 戸畑/093-881-0622	
介護保険料が支払えない	→ 全国	国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例	徴収猶予:申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予 減免:主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合⇒全額免除 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合⇒保険料の全部又は一部を減額	→	各区役所保健福祉課 8:30~17:00(平日のみ)	
保育料が支払えない	→ 全国	介護保険料の徴収猶予・減免	収入の減少に応じて、減免等を行います	→	上下水道お客さまセンター TEL 093-582-3610 8:30~17:15(平日のみ、木曜日は8:30から19:00)	
水道料金等が支払えない	→ 市	保育料の減免等	収入が減少した世帯を対象に、料金の納入期限を猶予	→	北九州市総務局人事部人事課人事係 TEL 093-582-2203 8:30~17:15(平日のみ)	
雇用	→ 市	水道・下水道料金の支払い猶予	緊急短期雇用	→ 市	緊急短期雇用創出事業	学生・留学生も含め働く場を失った方等に対し、緊急に短期の雇用を行います

*情報は、令和2年9月25日時点。詳細につきましては事務所までお問い合わせください。

給付 (もらえる)	自粛などで業績が悪化	全国	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し給付金を支給 上限：法人200万円、個人事業者100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 7月～12月(土曜日を除く日曜日～金曜日)	
	小規模事業者等の販路開拓等を支援	全国	小規模事業者持続化補助金	サプライチェーンの設備への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備に取り組む小規模事業者等を支援 上限100万円(補助率：2/3または3/4)	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6447-5485 9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始の休業日を除く) 【相談受付】新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 小倉相談窓口 ☎093-551-3619、戸畑相談窓口 ☎093-873-1433、 黒崎相談窓口 ☎093-642-2861 【申請窓口】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 北九州雇用調整助成金臨時窓口 ☎093-616-0860 ハローワーク小倉 ☎093-941-8609	
	従業員に休んでもらった場合の助成	全国	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業手当に対する助成(解雇を行わない場合、中小なら最大10/10) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動 上限：15,000円/日	厚生労働省福岡労働局 ☎092-411-4717 9時30分～17時15分(平日のみ)	
	妊娠中の女性労働者に有給休暇を取得させる事業者への支援	全国	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	申請期間：令和2年6月15日～令和3年2月28日 対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 9:00～21:00(土日祝日含む)	
	従業員に(フリーランスで)子どもがいる	全国	小学校休業等対応助成金(支援金)	小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対し助成 対象期間：2/27～12/31 上限：15,000円/日(フリーランスは1日7,500円(定額)) 補助額：30～450万円 補助率：A・B・C類型によって、補助率が異なる 対象：中小企業、小規模事業者(飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ☎0570-666-424 9時30分～17時30分(平日のみ)	
	新たな取り組みを始めたい	国	IT導入補助金	①デリバリー・テイクアウトの取組支援(補助率3/4、上限50万円) ②テレワーク導入支援(国の「IT導入補助金」に上乗せ)	①福岡県商工部新事業支援課 ☎092-643-3449 ②(公財)福岡県中小企業振興センター ☎092-612-5005	
	市による宿泊事業者への支援	市	宿泊モニターキャンペーン	1人1泊あたり1,000円～3,000円の割引販売を条件に市が部屋を買い上げ	産業経済局観光課 ☎093-551-8150 8:30～17:15(平日のみ)	
	感染防止対策に対応した事業者への支援	県	飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金	感染防止対策を行う飲食店を対象に、マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を助成 申請受付期間：令和2年9月18日～令和3年1月15日	福岡県飲食店向け感染対策助成金コールセンター ☎0120-110-193 9:00～17:00(土日祝日含む、年末年始は除く)	
		市	新しい生活様式の店舗助成事業	不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染予防の取り組みに要した経費の一部を助成します。	新しい生活様式の店舗助成事業コールセンター ☎0120-253-375 9:00～17:00(土日祝日含む)	
	地代・家賃(賃料)が支払えない	全国	家賃支援給付金	売上減少に直面する事業者へ地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給 給付額：法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給	家賃支援給付金 コールセンター ☎0120-653-930 8:30～19:00(土日祝日含む)	
		県	福岡県家賃軽減支援金	給付対象者：国の「家賃支援給付金」の給付を受けた事業者・福岡県内の事業者であること 基本給付：支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍(最大給付額：法人60万円、個人事業者30万円) ※北九州市内の休業協力要請(6月1日～18日)に応じた事業者に対する特例加算あり	「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター ☎0570-010833 9:00～17:00(8月末まで土、日、祝日も開設)	
	文化芸術活動への支援	全国	文化芸術活動の継続支援事業	支援対象となる活動期間：令和2年2月26日～10月31日 ・第1次募集：7月10日～31日、第2次募集：8月8日～28日、第3次募集：9月12日～30日 ※追加募集あり	「文化芸術活動の継続支援事業」事務局 ☎0120-620-147 10:30～17:00(土日祝日含む)	
		市	文化芸術活動再開支援	対象公演期間：令和2年6月19日～令和3年3月31日 申請期間：令和2年8月1日～令和2年12月28日 舞台公演事業に対し、施設使用料の50%を助成します。(1日あたりの上限50万円)	公益財団法人北九州市芸術文化振興財団 ☎093-562-3067 9:00～17:00(平日のみ)	
	貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい	県	中小企業向け制度融資	県の制度融資における保証料全額補てんに加え、無利子・無担保の特別融資を実施	新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 小倉相談窓口 ☎093-551-3619、戸畑相談窓口 ☎093-873-1433、 黒崎相談窓口 ☎093-642-2861
			市	中小企業への資金繰り支援	「セーフティネット保証4号」及び「危機関連保証」の認定を受けて市の融資を利用する場合、保証料の利用者負担ゼロ	日本政策金融公庫北九州支店 国民生活事業 ☎093-541-7551 日本政策金融公庫八幡支店 国民生活事業 ☎093-641-7715
		全国	中小企業・小規模事業者向け融資制度	日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症特別貸付に併せて、利子補給による実質的な無利子を実施(無利子・無担保融資)	財政局東海市税務所納税課(門司区・小倉北区・小倉南区)093-582-3375 財政局西部市税務所納税課(若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区)093-642-1469 8:30～17:00(平日のみ)/8:30～19:00(木曜日のみ) ※国税は管轄の税務署、県税は管轄の県税事務所にお問い合わせください。 小倉南年金事務所(小倉南区)093-471-8873 小倉北年金事務所(門司区・小倉北区)093-583-8340 八幡年金事務所(若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区)093-631-7962 8:30～17:15(平日のみ)	
猶予 (支払延長)	税金が支払えない	全国	徴収猶予の特例	申請により、一定の要件に該当する場合に市税(全税目)の納付を1年間猶予(無担保、延滞金なし) ※国税、県税にも同様の制度があります。	港湾空港局港営課港務係 ☎093-321-5932	
	社会保険料が支払えない	全国	健康保険料や厚生年金保険料の猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	上下水道お客さまセンター ☎093-582-3610 8:30～17:15(平日のみ、木曜日は8:30から19:00)	
	港湾施設使用料等が支払えない	市	港湾施設使用料等の徴収猶予	事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね▲20%以上減少しているなど、要件を満たす方は申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予	産業経済局商業・サービス産業政策課 ☎093-582-2050 8:30～17:15(平日のみ)	
	水道料金等が支払えない	市	水道・下水道・工業用水道料金の支払い猶予	売上減少により事業活動が厳しい事業者などを対象に料金の納入期限を猶予	福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口 ☎0570-783-019 9:00～20:00(平日のみ)	
	北九州応援サイトによる支援	市	北九州応援サイト(マッチングサイト)による支援	影響を受けている飲食店等の店舗情報と特典情報をサイトで紹介	各区役所まちづくり整備課 8:30～17:00(平日のみ)	
その他	店舗・施設等への支援	県	感染防止宣言ステッカー	業種別ガイドラインなどに沿った感染防止対策を行い、福岡県のホームページから申請した事業者へ、「感染防止宣言ステッカー」を発行	財政局税務部固定資産税課 償却資産：093-582-3210 事業用家屋：093-582-2036	
		市	沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用	地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について、道路占用許可の基準を緩和(個別店舗ごとの申請は不可)	北九州テレワークサポートセンター ☎093-695-3090 9:00～17:00(平日のみ)	
	中小事業者等に対する税制上の軽減措置	市	固定資産税・都市計画税の特例	売上高が30%以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を「2分の1」または「ゼロ」とする軽減措置		
テレワーク等の新しいITツールを取り入れたい	市	北九州テレワークサポート事業	テレワークやWeb面接等、ITツールを取り入れた新しいビジネススタイルへの転換を図る市内の中小企業に対して、専門家を派遣			

北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル
新型コロナウイルスの相談・問い合わせ
TEL0570-093-567(北九州-コロナ)

北九州市コールセンター
TEL093-582-4894(シャクショ)
年中無休 8時30分～20時

北九州市役所及び各区役所代表電話番号

北九州市役所 ☎093-582-2525	小倉南区役所 ☎093-951-4111	八幡西区役所 ☎093-642-1441
門司区役所 ☎093-331-1881	若松区役所 ☎093-761-5321	戸畑区役所 ☎093-871-1501
小倉北区役所 ☎093-582-3311	八幡東区役所 ☎093-671-0801	※いずれも平日8時30分～17時15分

北九州市ホームページ
www.city.kitakyushu.lg.jp/
右のQRコードからもアクセス可能です



※情報は、令和2年9月25日時点。詳細に付きましては事務所までお問い合わせください。